

第5回「福岡市市民公益活動推進施策検討委員会」議事録要旨

1 開催日時

平成16年1月23日(金) 15:00～17:20

2 場所

福岡市役所議会棟7階第1応接室

3 議題

(1) 開会

(2) 市民の公益的な活動を活性化し、市民と行政の共働によるまちづくりを推進するための条例の基本的事項について

(3) 閉会

4 出席委員

岡会長，信友副会長，稲舛委員，犬山委員，内田委員，大原委員，川口委員，中山委員，浜田委員，平畑委員，藤原委員，森田委員，山浦委員，吉田(順)委員，

5 傍聴者数

なし

6 議事概要

(1) 市民の公益的な活動を活性化し、市民と行政の共働によるまちづくりを推進するための条例の基本的事項について
事務局より，資料に基づき説明。

(2) 意見交換

(会 長)事務局からの説明によると，今後の日程については，3月か4月にもう一度検討委員会を開催し，その後，パブリックコメント手続きに移りたいとのことなので，そういったことも念頭に置きながら，本日の議論を進めていきたい。

では，『目的』について，意見をお願いしたい。

(委 員)「共働」という字だが，他都市の「協働」は，行政が主体で市民が協力するというイメージであるが，福岡市の「共働」は，行政と市民が対等のパートナーというイメージであり，市民の役割が非常に大きく，期待されているという感じがする。そう考えた場合，「参加」という言葉は出てくるが，「参画」という言葉が『基本理念』や『市民の役割』などの部分も含めて出てこないというのは，何か足りないという気がする。

(委 員)私も賛成である。他都市の条例には「相互に参加及び参画を図る」とあるが，参考にしてはどうか。

(会 長)「参加」の部分の全てを「参加・参画」に変えるとなると，少しうるさいような気がする。「参画」という言葉はかなり意識的に使う言葉なので，あまりありすぎ

るのもどうか。

(委員) 例えば、『市民の役割』の(2)の「主体的に」のあとは、「参加・参画」となっているのではないか。

(会長) 今は、『目的』について議論をしているので、『目的』の部分に「参画」を入れるかどうか意見ををお願いしたい。

(委員) ここはやはり、「参加及び参画」とした方がいいのではないか。ある活動団体に、参加して活動する場合もあれば、参画して活動する場合もあると思う。

(会長) では、「より多くの市民の参加及び参画を得て」とすることでよろしいか。

(委員) 「共働」という言葉は、国語辞典にも出てこない。この条例案は、市民と行政が共に働くということが中心になっているが、市民がまちづくりにどういう関わり方をするかという時に、「参画」という表現だと、かなり強い印象を受ける。この条例案において、「共働」という言葉を使うことになった経緯について聞かせて欲しい。

(事務局) 「共働」という言葉については、【新・基本計画】の中で位置づけられおり、この条例案もこれに基づき使用しているものである。

(会長) ほかに意見はないか。

(委員) 「参加及び参画」だと、「参加し、さらに参画する」ということになるので、「参加や参画」の方がいいのではないか。

(委員) これまで、「参画」という言葉は使われてきたのか。

(事務局) 実施段階では「参加」、計画段階では「参画」という言葉が使われることが多いと思う。

(委員) 条例案の名称は決まっているのか。また、「共働」という言葉はこれで決まりなのか。

(会長) 名称については、最後に議論したいと考えている。また、「共働」という言葉は、【新・基本計画】でもかなり重視しているので、ここでも使っていくが筋だと思う。

(委員) 「市民一人ひとりの参加により、自治に係る」、「より多くの市民の参画を得て」というように「参加」と「参画」を分けてもいいし、「より多くの市民の参加・参画を得て」としてもいいのではないか。

(会長) 「参加及び参画」では、少しごわごわした感じがする。「参加」というのは当然であって、ここでは、さらに一歩踏み込んで「参画」という言葉を使うんだとした方がいいような気がする。「参画」をあまり軽く使うと、参加と同じ意味になってしまうのではないか。「参画」という言葉を使う時は、相当な覚悟でやるというニュアンスが含まれていると思う。

(委員) 「共に働く」だからこそ、ここでは「参加」だけでなく、もう少し意味のある「参画」も使った方がいいと思う。

(委員) 「参加」と「参画」を使い分けたとして、これらが条例案の中に散らばるとなると、意味がわからなくなるので、『目的』の部分に両方とも入れた方がいいと思う。我々の思い入れで使い分けても、読む人に伝わるかどうかわからない。もし、「参

加」と「参画」を使い分けることに重きを置くのであれば、「参加や参画」とするか、ふわっとしたところには「参加」を、覚悟のメッセージを出すところには「参画」を使うのがいいのではないか。

(委員)「参加」と「参画」を厳密に読み込めるかという問題もある。また、あまり「参加」を緩やかに使うと、どういう言葉遣いをしているのかがわからなくなる。したがって、「参加と参画」のコンビで使うか、どちらか一方だけを使うのがいいのではないか。

(会長)『目的』の部分で「参加」と「参画」の使い分けをきちんとして、あとの部分で「参加」あるいは「参画」をどう使うかは、事務局で案を作って欲しい。

ほかに、『目的』の部分で意見はないか。

(委員)自治都市・福岡の実現に寄与するために、まちづくりを進めていくという捉え方をしているのか。

(事務局)ここは、福岡らしさを出すということで、【新・基本計画】の表現から持ってきた言葉であり、検討委員会においても必要との意見だった。

(委員)確かに、【新・基本計画】にもある言葉だが、「自治都市・福岡」というものが市民の中に、どのような意識として入っているのだろうか。これが条例の最初の部分である『目的』の中に出てくると、うがった見方をすれば、そのためにまちづくりをしなければならないのか、ということになると思うのだが。

(会長)うがった捉え方をされないためにも、こういう表現があった方がいいのではないかという意見はないか。

(委員)柔らかい表現となると、他都市の条例のような「豊かで活力ある市民主体の地域社会を築くことを目的とする」というような表現になるのではないか。

(委員)かつて、福岡の都心部が「自治都市・博多」と形容されたことを連想する。分解した言葉を並べるよりも、「自治都市・福岡」の方がわかりやすいと思う。

(委員)『「自治都市・福岡」を築くことを目的とする』としてはどうか。

(委員)「共働によるまちづくり」は、言葉で言うと簡単だが、実は大変なことである。それを作りあげていくことで、必然的に等しい効果が現れてくる。そういう意味からすれば、『「自治都市・福岡」を築くことを目的とする』とすることには、異論はない。

(委員)今の意見に賛成である。福岡は中世において自治都市だったというのが誇りであり、そういったことがここで表現できるのはいいことだと思う。ただ、「実現」という言葉だと、そこがゴールのようなイメージになる。「自治都市・福岡」は永遠の課題かも知れないので、「築く」の方がいいのではないか。

(会長)「自治都市・福岡」という言葉は、【新・基本計画】で打ち出された言葉であり、それと連携した条例でもあるので、この言葉自体は残しておいた方がいいのではないか。そのうえで、『「自治都市・福岡」を築くことを目的とします』ということでもいいか。

意見がなければ、次の『定義』の部分での意見をお願いしたい。

- (委員) 直接、この会には関係ないかもしれないが、出席者の意識を統一するという点からも、市民公益活動団体になるであろう自治協議会について、今後どのように進んでいくのか教えて欲しい。
- (事務局) 自治協議会は、自治連合会が中心となって、各種団体から構成されるものであって、コミュニティの事柄をみんなで協議・決定し、活動していく協議体であると考えている。現在、地域に対して説明を行っているが、横の連携を取りながら、自治協議会に近い形態を持って活動しているところもある。地域で十分に検討してもらい、協議が整ったところから立ち上げて欲しいと考えているが、地域でも勉強会や準備委員会を立ち上げるなどして、検討がなされているようである。あくまでも住民主体の組織であるので、十分理解してもらったうえで、設立に向けて取り組んで欲しい。
- (委員) 対象となる範囲はどこまでか。
- (事務局) 小学校区を対象とした範囲を考えている。
- (会長) 『定義』の部分での意見はないか。
- (委員) 「学校」については、「参加」という表現であっても異論がある。「学校」が地域の中にあって、その地域で生活する子どもたちがそこで学んでいくというのは当然のことだと思うが、「学校」の設置された目的は、学校教育法をみても、小学校は心身の発達に応じて、初等普通教育を施すことを目的とするようになっており、中学校も同様な目的が掲げられている。この目的の中には、まちづくりに参加をするという表現はどこにもない。ここでいう「学校」は、何を指しているのか。「学校」の代表者だけか、それとも生徒まで含んだ全てか。
- (委員) 病院においても、最近では、地域から来てもらったり、逆に病院から出て行ったりするなど、交流を図っているところである。「学校」も博多部などでやっているように、実態として地域との交流があるわけだし、法を持ち出すことではないと思うが。
- (委員) この条例において、「学校」が役割を担うことになると、学校運営そのものに関わってくる問題なので、運営に支障をきたしたり、学校がまちづくりに貢献するということを前提に、地域からいろいろなアプローチが来るのではないか。教育基本法に沿って子どもたちを育てていくうえで、どうあるべきかを考えなければならない。子どもたちに学ばせるために、地域に出したり、地域の人から協力を得るといのは当然であると思うが、学校そのものがまちづくりに貢献せよというは、問題ではないか。
- (会長) 「学校」をはずしたいとの意見ようだが、どうか。
- (委員) 「共働」の定義の部分で、「お互いの役割を認め合いながら」という表現があるので、これで十分尽きるのではないか。地元が「学校」に対して無理な要求を行っているとは聞いたことがない。むしろ、学校の方が地域に出て行ってもいいものだろうかと躊躇しているとは聞くが。「学校」は教育基本法に基づく教育機関としての使命が最たるものであることは、地域でも十分承知しているので、心配しなくて

もいいのではないか。

(委員)ここに「学校」という言葉が入るのには違和感がある。同じ「学校」でも、大学とそれ以外の学校でどのような違いがあるのかよくわからない。大学には関わって欲しいと思うが、「学校」を入れるのなら、病院なども入れる必要があるのではないか。

(委員)大学が入って、なぜそれ以外の学校が入らないのか。区分けできるのか。

(委員)そう言われると、確かに区分けは難しい。

(委員)大学も小・中学校、幼稚園も、法に基づいた同じ「学校」である。したがって、それぞれの学校が法に基づいて決めた方針が、条例よりも優先することになるので、心配しなくてもいいのでは。

(委員)「学校」はあった方がいい。我が国は歴史的にも、学校、特に大学とまちとが全く関係ない仕組みになっている。欧米では、まちの中に大学があり、大学の中にまちがある。注目してもらうという意味からも、「学校」は必要だと思う。

(会長)まちづくりに対する考え方の違いもあるのかも知れない。小学校が防犯活動にかり出されるのが嫌だというのなら多少わかるが、小学校が小学校としてまちづくりに関わっていく方法は、いろいろあるのだし、なぜまちづくりに参加・協力することがいけないのかという気がする。

(委員)大学まで含めて「学校」が必要なのかと言っているわけではない。義務教育諸学校を含める必要があるのかという点での意見である。学校がボランティア活動に参加することが、まちを良くする一環であり、もっと授業の中に取り入れるべきだとの意見が地域から出てきた時に、今の学校現場の状況から、学校として考えられないと本当に言えるのだろうかという点で言っているのである。そうではないとこの場では論議しているが、条例が成立してしまえば、言葉だけになるので、本当に学校現場や地域に理解されるのだろうか。例に挙げた防犯活動にかり出される可能性は大いにあると思う。また、川が汚れたので、何とかしないとイケないが、誰もしないので、学校として引き受けざるを得なくなり、結果的に子どもたちが授業中であろうと放課後であろうと、否応なしに参加させられることになるのでは。

(委員)今の意見には反対である。子どもを教育するとは何かということ、まちづくりに対して関心を持ったりすることも、一つのテーマであると思う。この条例案でも、「共働」の定義の中で「お互いの役割を認め合い」と言っているし、「学校の役割」の中でも「本来の活動に支障のない範囲内において」と言っているので、「学校」が強制的にまちづくりに参加させられることはないと思う。また、地域が学校に関心を持ちながら、学校の教育の中身に関わるということではなくて、学校がいろんなことをすることによって、地域の教育力や家庭の教育力を高めることにもなる。だから、この条例により、学校本来の活動ができなくなるということにはならないと思う。

(委員)まちづくりに対する認識がそれぞれ違うんだと思うが、防犯活動をやるとか、何かの行事をやるとかというのは、当面の課題ではない。むしろ、近隣との友好の

輪をどうつなげていくのかということが、今度の大きな課題である。したがって、子どもを出すなという方向だと、逆にまちづくりそのものがしぼんでしまう。まちづくりは、いろんな行事を通して、隣近所がお互いに仲良くなり、意見が出せるようになるための基盤づくりであって、それが当面の急務である。そういうことからすれば、この条例が一つの契機になると思う。学校は学校の目的に沿いながら、子どもたちを行事でかり出すことのないよう、地域も大事にしなければならない。まずは、みんなで頑張っていこうという精神的な部分での協力が大事である。

(会 長) これまでの議論を踏まえて、今回、事務局から「学校」に関する表現が用意されたわけだが、この表現でよろしいか。

(多数の委員) はい。

(会 長) 次に、『基本理念』の部分について意見をお願いしたい。

(委 員) あえて、「参加」と「参画」を違うイメージにするために、(4)の部分を「進んでパートナーシップを深めながら」とし、(5)の部分を「解決を目指して相互に参画して取り組むこと」とすればいいのではないか。

(委 員) (5)の部分には、「参加」と「参画」が両方入っていた方がいいのではないか。「参加」する場合もあれば「参画」する場合もあると思う。また、(4)も(5)も「取り組む」となっているが、実行内容はどこにあるのか。(4)に取り組む姿勢にし、(5)を行動にすべきである。そうすると、(5)の部分は、「参加や参画することによって行動する」という趣旨になるのではないか。

(会 長) (4)と(5)の性格をもっと明確にしたほうがいいと思う。似ているような、似ていないような感じがする。

(委 員) (4)と(5)の順番が逆かも知れない。

(委 員) 確かに、「相互に参加や参画することによって取り組み」、さらに「パートナーシップを深めて、行動するんだ」という順序がいいと思う。

(委 員) (5)の語尾を「目指すこと」にしたうえで、(4)と順番を逆にしてはどうか。

(委 員) (5)を「目的・課題を共有し、相互に参加・参画することにより、その達成・解決を目指すこと」としたうえで、(4)と順番を逆にしてはどうか。

(委 員) (4)と(5)の順番が逆にすることには賛成である。まず、共有があって、理解があって、尊重があって、目指すがあって、行動するという流れのほうが過程がはっきりしていいと思う。ただ、今の(4)の表現だと若干お節介っぼいし、オチの部分としては物足りない感じがする。

(会 長) 確かに、(4)の「長所や資源を活かして」の部分はお節介のような気がするのですが、(1)から(3)までの部分で表現しておき、むしろ行動するという点に力点をおいた方がいいのかも知れない。

(委 員) 「パートナーシップ」という言葉が出てくるので、多少違和感があるのではないか。「共働」により実践するんだということでスッキリさせたほうがいい。

(会 長) 事務局は、今の意見を踏まえて案を作って欲しい。

次に、『市民の役割』、『市民公益活動団体の役割』、『事業者の役割』の部分で

意見をお願いしたい。

(委員)『市民公益活動団体の役割』の(2)について、「公正性・透明性」を削除するとかえって抽象的になり、何のために「市民の理解及び協力が広く得られるように」するのかわからなくなる。他都市の条例にもあるように、具体的に、会計面や活動面での公正性や透明性が必要であると表現したほうがいいのではないか。

(会長)確かに、ますます抽象的になったような気がする。市民公益活動団体が守らなければならないような節度みたいなものが出てこないといけない。

(委員)自治組織については、決算などの状況を一部の人しか知らず、他の人は誰も知らないということでは、住民との関係もずれていくと思うので、「公正性・透明性」という言葉はあった方がいい。

(委員)「その活動を行うに当たっては」を残すかどうかは別として、その後を「活動内容や運営状況など、市民の理解及び協力が広く得られるよう、公正性・透明性の確保に努めるものとします。」としてはどうか。

(会長)さらに言えば、「活動内容や運営状況」の部分に「成果」も含めたほうが、いいかも知れない。こういった趣旨含めて、(2)の部分については事務局で案を出して欲しい。

他の部分での意見はないか。

(委員)『市民公益活動団体の役割』の(3)について、「市民公益活動団体」の次に、また「市民公益活動団体」と出てきてくどいので、「市民公益活動団体は、団体相互の共働を」としたほうがいいと思う。

(委員)(3)については、団体相互の共働だけでいいのか。目的を同じとする他の団体との「共働」も必要ではないのか。

(委員)他の団体との「共働」については、『基本理念』の部分でうたっているのですが、ここでは、『市民公益活動団体の役割』として、特に団体間同士の「共働」が必要とした方がいいのではないのか。

(委員)その場合でも、「目的を同じとする」というのは、必要ではないか。

(委員)この部分は、今後、校区のいろんな団体が一緒になって自治協議会を作っていくうえでも、必要なのかなと思う。地域では各団体がそれぞれに活動しているので、それらが共働するよということでは。

(会長)地域活動に関し、熱心なグループが本流に入れられないという状況もある。したがって、もっといろんな連携があるんだというようなニュアンスがここで出せればいいのだが。

(委員)【コミュニティの自律経営推進に関する提言】には、「多様な連携や共働を推進する」とあるが、そういう趣旨になるのではないのか。

(委員)すぐには無理だとしても、ここの趣旨に添って、少しずつでも実現できればいいと思うが。

(委員)「市民公益活動団体は、共働のまちづくりのため、多様な連携や共働を推進するものとします」としてはどうか。

- (委員)「共働」もいいが「組織し」としてもいいくらいだ。
- (会長)ここに、「自治協議会」という言葉が入らなくてもいいか。
- (事務局)「自治協議会」という名前には、特にこだわっていない。「自治協議会」をイメージしながら、地域で自主的に組織・運営してもらえればいい。大きな意味では、「市民公益活動団体」に入ると思う。
- (委員)(3)の「団体相互の共働を積極的に図る」とは別に、「市や事業所などに連携を働きかける」というような役割が必要だと思う。
- (会長)(3)の中で、続けて表現してもいいかも知れない。事務局は、出された意見を踏まえて案を出して欲しい。
- 他の部分での意見はないか。
- (委員)『市民の役割』の部分について、「市民が、市民公益活動に関する理解を深めるよう努力する」という文言には若干の違和感を感じる。例えば、NPOやボランティア活動については、本来は自主的な活動であるのに、市民がそこに参加・協力するように努めなければならないといったことが、なじむのだろうか。
- (事務局)この部分は、前回の検討会での意見を踏まえ、参加するしないの判断も含めて市民が主体的にすることということで、挿入したものである。
- (委員)「主体的に」となると、参加・協力することが望ましいということになるのではないか。
- (会長)「主体的に」ということには、主体的に参加・協力しないことも含まれる。つまり、意識的にしないということも含まれる。なんでもかんでも参加・協力するのではなく、市民が自分で判断して参加・協力することであり、いい表現だと思う。理解を深めることについては、みんながそうであっていいが、参加・協力するのは主体的でいい。自分自身で考えて、参加したり、参加を拒否するという意味が含まれているのでは。
- (委員)参加を拒否することも主体的な関わりであると考えていいか。
- (会長)そう思う。
- 他に意見はないか。なければ、『市の責務』の部分について、事務局としては、この部分だけが「責務」となるのは奇異を感じるということだが、いかがか。
- (事務局)共働のパートナーとして、お互いの意識を高めるには、他は「役割」で市だけが「責務」ということで、果たしていいのだろうかという疑問である。
- (委員)確かに「市の責務」というのは突出している気がするが、「市の役割」では少し弱いようにも思えるので、「市の果たす役割」としてはどうか。
- (委員)「市の役割」のほうがいいのかも知れないが、「市のリーダーシップ」とは言えないか。
- (委員)たとえば、市が組織としてやるべき責務と構成員である職員が果たすべき役割にわけてはどうか。うまく解決していくための施策を考えるということは、市の責任だと思う。
- (会長)パートナーシップということで、市だけが特別扱いされるのには違和感があ

るといのもわかるが、他と全く同じといのもいかがと思う。行政としての役割があるわけだから、そういった部分が表現できればいいのだが。

(委員)いきなり、市民が主役でパートナーだと言われても、恐らく市民は踊らないのでは。これまでのやり方ではうまくいかないなのでこの条例が必要になったと思うので、行政がきちんとするという意味で、本文に「責務」という言葉が入っていると、市民に対しても説得力があると思う。ただ、見出しに「責務」とあるのもどうかという感じがするので、『市の責任と役割』として、メッセージ性を持たせるのも大事ではないか。

(委員)さらに踏み込んで、『市の責任と職員の役割』としてはどうか。市は環境整備をしたうえで、職員が市民とパートナーになるという意識をはっきりする必要があるのでは。

(委員)行政も主体性を持って欲しい。パートナーシップによるまちづくりを進めるうえで、行政はリーダーシップをとることを業としているので、若干の義務が責務のようなものがあるのではないか。

(事務局)地域との関係で市が臆病になっているのは、これまで町世話人を通した間接コミュニケーションが中心であったためであるが、今後は、直接、地域と行政が関わっていこうということで、職員の意識改革が必要だと市長も言っているし、区役所から地域へ出向いて、共に話し合いながら、課題・問題を共有し、事業化に向かって進んで行こうとしている。そういう意味では、緒に就いた状態なので、これから意識改革が徐々になされていくと思う。

(会長)本文中の「責務」には違和感はないが、見出しの部分が「役割」だと他と同じになりすぎて、腰を引かれるかも知れないという不安もある。したがって、少し中間的な表現ができないかとの意見が出ているが、いかがか。

(事務局)意見を踏まえて次回に案を出すので、改めて検討して欲しい

(会長)市という組織と、職員という構成メンバーに分けて書くのは難しいか。

(事務局)これまでの条例では、市として一体のものという表現を使ってきたと思うが。

(会長)地域ともろにつきあっていこうという条例ならば、(3)の部分で、職員がもう少しどうしたらいいのかという行動指針が、うまく表現できればいいのだが。

(委員)地域にどんどん出て行くような職員を励ますような条例になって欲しい。

(委員)事業者は、事業者であって、市民でもあると意識しているのに、職員はいつまでたっても職員としか意識できていない。職員として、また、市民として一層意識改革を図るといところまで書き込めるといいのだが。

(会長)条例として組み込むかどうかは検討が必要なので、次回の話題としてまた出して欲しい。

(事務局)条例になじむのかなという気がする。市の施策に反映させて、実効性のあるものにしていけばいいのではないか。

(委員)(2)の部分は、市民公益活動団体が行う活動は、当然、公益性があるということなのか。

(事務局) 公益的な活動であっても、きちんと公正性、透明性を確保しながら、手続きを行っていかなければならないという趣旨である。

(事務局) 公金であるので、その使途が第三者に対しても、きちんと公正性、透明性が保たれていなければならないという意味である。

(会長) 他の部分で意見はないか。なければ、本日の意見を踏まえて、次回、検討したいと思う。

それでは、今後の日程について、事務局より説明して欲しい。

(事務局) 次回は、当初議会を挟むことになるので少し間があくが、4月を目処に開催させて欲しい。その後については、次回の議論の進み具合もあるが、パブリックコメントを経た後、もう1度フィードバックして議論してもらいと考えている。

(会長) それでは、本日はこれで終了する。